

豊中市火災予防条例事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市火災予防条例（昭和37年豊中市条例第16号。以下「条例」という。）の規定に基づく申請又は届出に対する事務の処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱による用語の意義は、次に定める各号による。

- (1) 電算処理とは、届出、申請等の受理事務及び情報を消防OAシステムで処理することをいう。
- (2) 技術上の基準とは、消防法施行令でいう消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準及び条例でいう技術上の基準をいう。
- (3) 少量危険物とは、指定数量の5分の1以上（個人住居で貯蔵し又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物をいう。
- (4) 指定可燃物とは、条例第33条で定める物品をいう。
- (5) 規則様式とは、豊中市火災予防条例施行規則（昭和37年豊中市規則第24号）に定める届出書等の様式をいう。

(喫煙等の許可申請処理)

第3条 条例第23条第1項ただし書の規定により、喫煙等の許可申請があったときは、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 消防署長（以下「署長」という。）は、当該申請書の内容を審査し、申請にかかる電算処理後、必要があると認めるときは調査を行うものとする。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、火災予防上支障がないと認めるときは、申請書のうち1通に許可済の印（様式第1号）を押して、申請者に交付するものとする。
- (3) 第1号の審査及び調査の結果、火災予防上支障があると認めるときは、申請書の経過欄に許可できない旨を朱書し、

申請者に交付するものとする。

(指定催しの指定)

第3条の2 条例第42条の2の規定により、指定催しの指定に関する事務等については、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 署長は、大規模なものとして消防長が別に定める要件(平成26年消防長告示第4号。以下「指定要件」という。)に該当する催しが開催される場合は、主催する者(当該催しの代表者又は代表者から委任を受けている者)に、場所及び店舗数等を確認するものとする。
- (2) 署長は条例第42条の2第2項の規定により、主催する者から意見を聴く場合は、不利益処分に係る弁明の機会の付与について、豊中市行政手続条例(平成9年豊中市条例第6号)及び豊中市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則(平成6年豊中市規則第34号)に定めるところにより行うものとする。なお、弁明の機会の付与については、主催する者から書面(様式第2号)による通知を求められた場合を除き、口頭で行うものとし、聴取した意見については、意見聴取記録書(様式第3号)に記録しておくこととする。
- (3) 署長は、指定催しを指定したときは、指定催しの指定通知書(規則様式第2号)を、主催する者に通知するものとし、豊中市消防長等公告例(昭和23年消防長告示第1号)の定める方法による告示及び市のホームページによる公表を行うものとする。

(指定催しに係る防火管理)

第3条の3 条例第42条の3の規定により、指定催しに係る防火管理に関する事務等については、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 署長は、火災予防上必要な業務に関する計画提出書(以下「計画書」という。)(規則様式第3号)に係る事務処理及び審査期間として原則14日前までに計画書を2通提出

させるものとし、当該指定催しの計画に係る書類の欠落、不備事項等があれば、主催する者に対して、速やかに是正するために、必要な措置を講じるよう指導するものとする。

- (2) 提出書類の審査及び指導の結果、計画書に不備がない場合は、電算処理し、検査の日程を組む。検査時、当該指定催しが計画書どおりに開催されており、かつ火災予防上支障がないと判断した場合は、届出受理済の印（様式第4号）を押した1通を主催する者に返却し、検査を終了する。
- (3) 条例第42条の3第2項中「消防署長が定める日」とは、指定を受けてから開催する日までの間で計画書を作成するのに必要な日数とし、審査及び検査に支障がないよう遅滞なく提出させることとする。
- (4) 指定通知書を交付後、第1号及び前号に規定する日までに計画書が提出されない場合は、豊中市火災予防違反処理規程（平成16年消防長訓令第31号）に従い、事務を行うものとする。

（防火対象物の使用開始の届出処理）

第4条 条例第43条の規定により、防火対象物の使用開始届出があったときは、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 署長は、当該届出書の内容について審査し、届出にかかる電算処理後、検査を行うものとする。
- (2) 前号の審査及び検査の結果、技術上の基準及び火災予防上支障がないと認めるときは、届出書のうち1通に届出受理済の印を押して、届出者に交付するものとする。
- (3) 第1号の審査及び検査の結果、技術上の基準に適合していないとき又は火災予防上支障があると認めるときは、届出書のうち1通に指示書を添付（軽易なものについては、口頭指示によることができる。）し、届出者に交付するものとする。

(火を使用する設備等の設置の届出処理)

第5条 署長は、条例第44条の規定により、同条各号に掲げる火を使用する設備等の設置の届出があったときに行う事務処理については、前条に準じて処理するものとする。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出処理)

第6条 条例第45条の規定により、同条各号に掲げる火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等についての届出があったときは、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 署長は、当該届出書の内容についての審査又は必要があるときに行う調査及びその他の事務処理については、第4条に準じて処理するものとする。
- (2) 署長は、条例第45条第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号に掲げる行為等の届出書の内容について警備上必要と認めるときは、関係署長に通知するものとする。この場合の通知は文書によらないことができるものとする。

(指定^{とう}洞道等の届出処理)

第7条 条例第45条の2の規定により、指定^{とう}洞道等の届出があったときは、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 署長は、当該届出書の内容についての審査又は必要があると認めるときに行う調査及びその他の事務処理については、第4条に準じて処理するものとする。
- (2) 署長は、当該届出書の内容について警備上必要と認めるときは、関係署長に通知するものとする。この場合の通知は文書によらないことができるものとする。

(少量危険物又は指定可燃物の貯蔵及び取扱いの届出処理)

第8条 条例第46条の規定により、少量危険物又は指定可燃

物の貯蔵及び取扱いの届出があったときは、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

(1) 少量危険物については、次に定めるところによる。

ア 署長は、当該届出書の内容を審査し、届出にかかる電算処理後、検査を行うものとする。

イ 前アの審査及び検査の結果、技術上の基準に適合していると認めるときは、届出書のうち1通に届出受理済の印を押して、届出者に交付するものとする。

ウ 前アの審査及び検査の結果、技術上の基準に適合していないと認めるときは、第4条第3号に準じて処理するものとする。

(2) 指定可燃物については、前号に準じて処理するものとする。

(タンクの水張検査等の申請処理)

第9条 条例第47条の規定により、タンクの水張検査等の申請があったときは、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 署長は、当該申請書の内容を審査し、申請にかかる電算処理後、タンク検査を実施するものとする。

(2) 前号の審査及び検査の結果、技術上の基準に適合していると認めるときは、少量危険物等タンク検査調書（様式第5号）及び少量危険物等タンク検査済証（規則様式第21号、規則様式第22号）を作成し、少量危険物等タンク検査済証（規則様式第21号）に公印を押して、申請者に交付するものとする。

(3) 第1号の審査及び検査の結果、技術上の基準に適合していないと認めるときは、申請書の経過欄にその旨を朱書し、申請者に交付するものとする。

(委任)

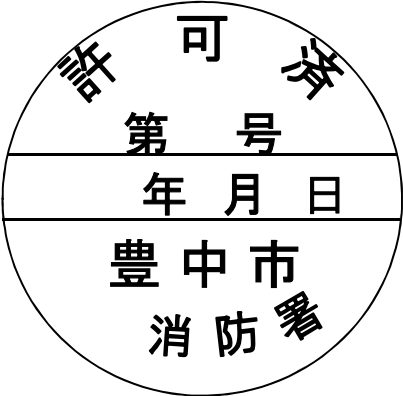
第10条 この要綱の施行について必要な事項は、予防課長が別に定めるものとする。

附 則（平成18年10月20日豊消予第45号消防長通知）
この要綱は、通知の日から施行する。

附 則（平成26年10月1日豊消予第74号消防長通知）
この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成31年4月16日豊消予第31号消防長通知）
この要綱は、通知の日から施行する。

様式第 1 号



備考 豊中市の次に主管署名を入れる。

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

(法人その他の団体にあつては、事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名)

豊中市 消防署長 印

弁明の機会の付与通知書

豊中市行政手続条例第28条第1項の規定により、次のとおり弁明の機会を付与しますので通知します。

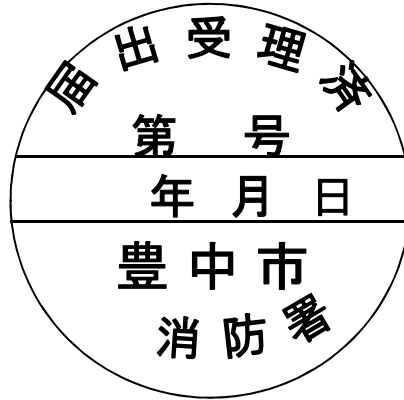
予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
口頭による弁明の機会の付与の有無	
弁明書の提出先又は出頭すべき場所	
弁明書の提出期限又は出頭すべき日時	

(教示) 弁明書の提出期限又は出頭すべき日時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧等を求めることができます。

(注) 1 代理人を選任するときは、弁明書の提出期限又は出頭すべき日時までに委任状等代理権を証する書面を提出してください。

2 出頭するときは、この通知書を持参ください。

様式第4号



備考 豊中市の次に主管署名を入れる。

様式第5号

受理年月日		年 月 日	決 裁 欄
受理番号		第 号	
申請者	住所	(連絡先)	
	氏名		
検査場所			
届出場所			
検査の種類		水張・水圧 (検査圧力 (kPa))	
<p>年 月 日 検査の結果、豊中市火災予防条例に定める技術上の基準に適合していると認められますので、タンク検査済証を交付してよろしいか</p> <p style="text-align: right;">検査番号 第 号</p>			